

2 土砂災害警戒情報

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 発表

土砂災害警戒情報の発表は、県内全域を対象に、その地域が大雨警報発表中において、県が監視する基準（土砂災害発生予測情報システムの危険指標）と、気象台が監視する基準（土壌雨量指数の設定履歴順位）が、ともに超過すると予想されるとき、また、大雨警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、県と気象台が協議のうえ、市町村を最小発表単位として行う。

(3) 解除

解除基準は、県が監視する基準と、気象台が監視する基準について、どちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき又は大雨警報が解除されたときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数による雨量の推定貯留量の降下状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除するものとする。ただし、土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるので、避難勧告・避難指示の解除に当たっては、斜面や溪流の状況を確認した後に判断するものとする。

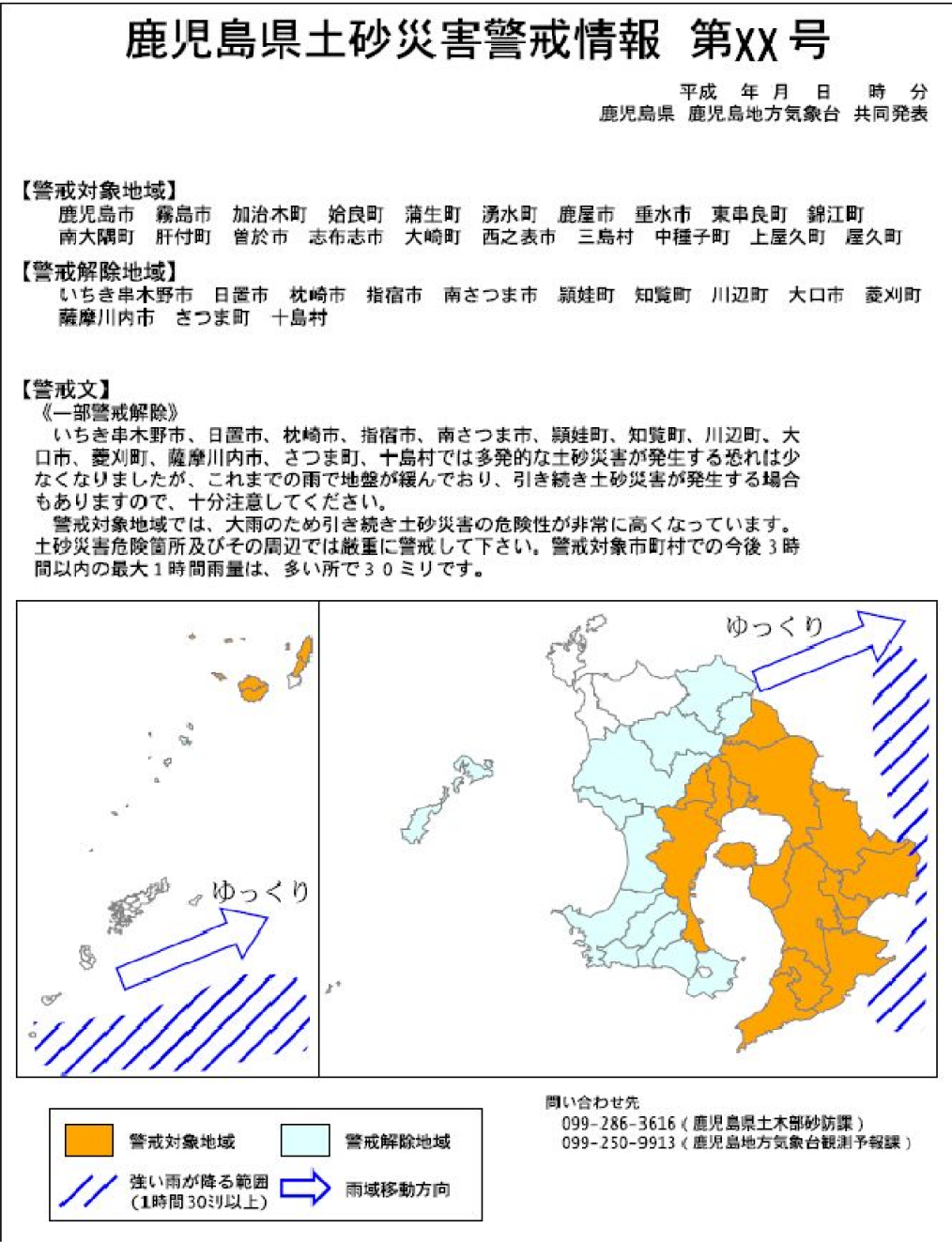
(4) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。

従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意すること。

イ 市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の土砂災害発生予測情報システムの雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル1，2，3等も合わせて総合的に判断すること。

付図 1 土砂災害警戒情報例



3 気象情報

気象等の予報に係るある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的にすみやかに発表するものである。

特に1時間110mm以上の雨量を観測した場合は直ちに「鹿児島県（奄美地方を除く）記録的短時間大雨情報」または、「奄美地方記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同様に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

ア 担当官署と担当区域

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台	九州南部地方、鹿児島県(名瀬測候所の担当区域を除く)
名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡のうち十島村

4 津波警報事項等

津波警報事項等の種類及び内容・発表機関・予報区・通知要領等は以下のとおりである。

(1) 発表機関

気象庁、福岡管区気象台

(2) 津波警報・注意報

津波発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報（津波注意）を津波予報区に対して発表する。

(3) 津波予報区

鹿児島県沿岸の属する津波予報区は、第2表のとおりである。

(4) 通知要領

- ① 鹿児島地方気象台からの津波警報事項等の伝達基準は、鹿児島県東部、鹿児島県西部、種子島・屋久島地方、奄美諸島・トカラ列島、有明・八代海、熊本県天草灘沿岸、宮崎県の7つの津波予報区のいずれかに対して津波警報及び津波注意報が発表された場合とする。
- ② 津波警報事項等の通知は、防災情報提供システムで加入機関に通知する。
（障害の場合は、FAX・電話等による）

第1表 津波警報事項等の種類と発表される津波の高さ

種類		基準	解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	3m 以上	高いところで3m以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津 波	1～3m 未満	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	津波注意	20cm～1m 未満	高いところで 0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注) ①津波発生のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨を地震情報に含めて発表する。

②津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合は、速やかに津波警報または津波注意報を解除する。

③「津波の高さ」とは、津波がなかった場合の潮位に比べて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

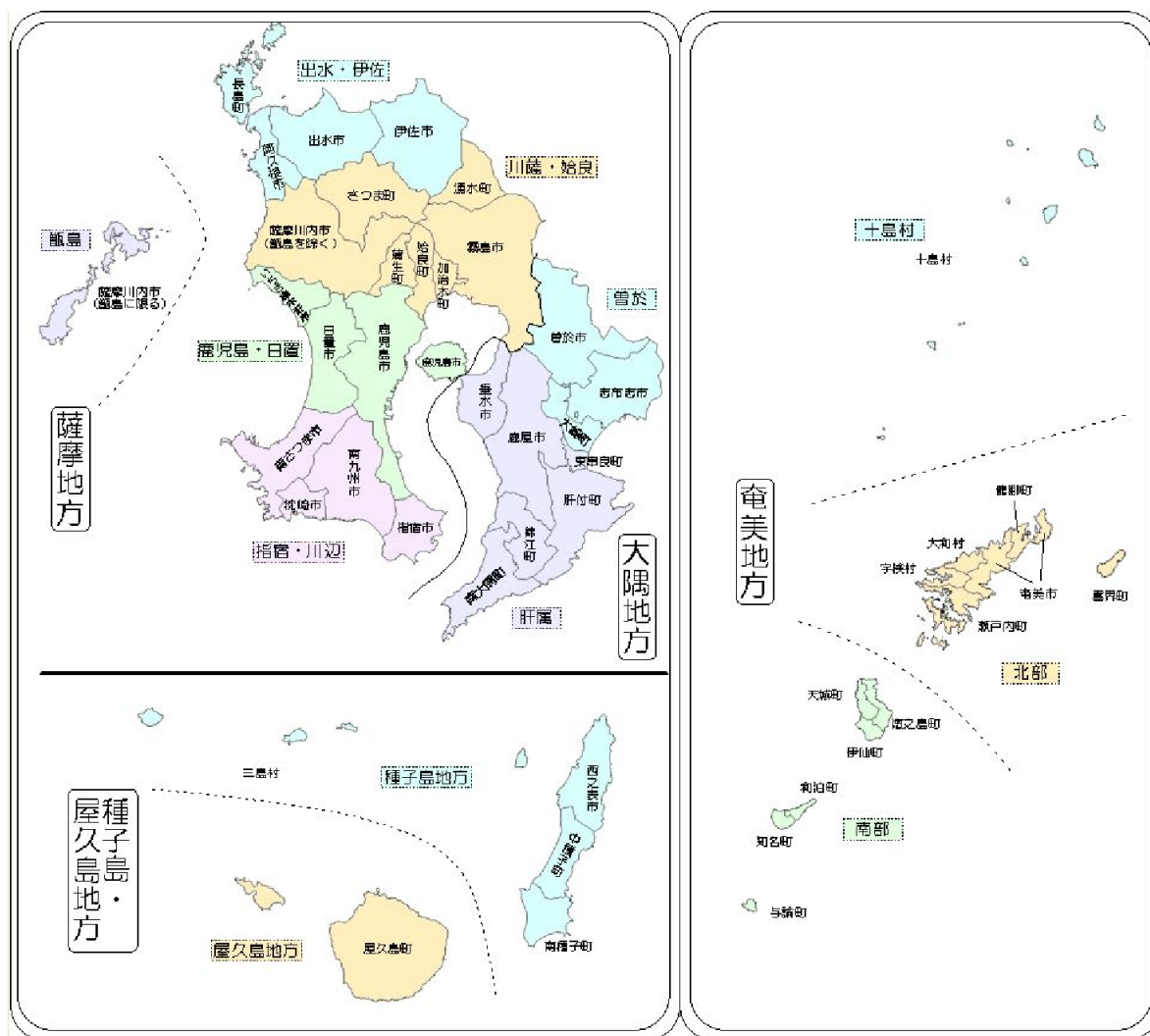
(2) 鹿児島県沿岸の属する津波予報区

鹿児島県の沿岸は、「鹿児島県東部」,「鹿児島県西部」,「種子島・屋久島地方」,「奄美諸島・トカラ列島」の4つに分けられる。

鹿児島県の津波予報区は第2表のとおりである。

第2表 鹿児島県沿岸の属する津波予報区

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美諸島・トカラ列島
区 域	鹿児島県 (佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る)。	鹿児島県 (佐多岬南端以北の太平洋沿岸, 西之表市, 奄美市, 熊毛郡, 大島郡)。	鹿児島県 (西之表市, 熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る)。	鹿児島県 (名瀬市, 大島郡及び鹿児島郡十島村に限る)。
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 肝付町 南大隅町	鹿児島市 日置市 いちき串木野市 出水市 阿久根市 長島町 薩摩川内市 霧島市 姶良町 加治木町 垂水市 鹿屋市 錦江町 南大隅町 指宿市 南九州市 南さつま市 枕崎市	西之表市 中種子町 南種子町 三島村 屋久島町	奄美市 龍郷町 喜界町 大和村 宇検村 瀬戸内町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 十島村



一次細分区域	二次細分区域	市町村
薩摩地方	出水・伊佐	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町
	川薩・始良	薩摩川内市（甌島を除く）、霧島市、さつま町、加治木町、始良町、蒲生町、湧水町
	甌島	薩摩川内市（甌島に限る）
	鹿児島・日置	鹿児島市、いちき串木野市、日置市
	指宿・川辺	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
大隅地方	曾於	曾於市、志布志市、大崎町
	肝属	鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町
種子島・屋久島地方	種子島地方	西之表市、三島村、中種子町、南種子町
	屋久島地方	屋久島町
奄美地方	十島村	十島村
	北部	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	南部	徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町